

昭和 44 年 11 月 5 日制定
令和 7 年 11 月 9 日最終改定

日本音楽教育学会会則

第一章 総 則

第1条 本会を日本音楽教育学会と称する。また英文名を、 Japan Music Education Society と称する。

第2条 本会は、 音楽教育に関する会員相互の研究協議をとおして、 音楽教育研究の振興と音楽教育活動の発展に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、 前条の目的を達成するため、 次の事業を行う。

- (1) 音楽教育に関する研究発表会および研究協議会等の開催
- (2) 学会誌『音楽教育学』および『音楽教育実践ジャーナル』その他の出版物の編集および刊行
- (3) 研究資料の収集および調査
- (4) 国内外の関係団体との情報交換
- (5) その他、 本会の目的達成のために必要な事項

第4条 本会に事務局を置く。事務局については細則で定める。

第二章 会 員

第5条 本会は次の会員によって構成される。

- (1) 正会員 音楽教育の研究にたずさわり、 本会の目的に賛同する者
- (2) 学生会員 音楽教育の研究を志す学部学生で、 本会の目的に賛同する者
- (3) 名誉会員 本会に寄与し、 本会から特別に認められた者
- (4) 団体会員 本会の目的に賛同する研究教育機関・団体
- (5) 賛助会員 本会の目的に賛同し、 その事業を援助する個人・団体
- (6) 特別会員 国外に在住する外国人で、 本会の目的に賛同する者

第6条 本会の入会の手続きは次のとおりとする。

- (1) 正会員、 学生会員は、 正会員または名誉会員 1 名の推薦を受けて入会を申請し、 理事会の承認を得る。

第7条 会員は会費を納入しなければならない。会費については細則で定める。

第三章 組織 及び 運営

第8条 本会に次の役員及び組織を置く。

役員

会長 1 名

副会長 1名

事務局長 1名

理事 20名（常任理事 9名、副会長 1名、事務局長 1名を含む）

会計監事 2名

組織

総会

理事会

常任理事会

地区組織

編集委員会

選挙管理委員会

国際交流委員会

学会賞審査委員会

広報委員会

参事組織

事務局

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌握する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は本会の管理・運営にあたる。
- (4) 常任理事は理事会の委嘱にもとづき、本会の運営の実務にあたる。
- (5) 会計監事は本会の会計を監査する。

第10条 役員は、正会員の中から次の方法によって選出する。

- (1) 会長は、正会員の直接選挙によって選出する。
- (2) 副会長は、理事の中から会長が指名し総会の承認を得る。
- (3) 理事は、各地区において正会員の直接選挙によって選出する。地区および定員については、細則で定める。
- (4) 常任理事、事務局長は、理事会において互選により選出し、総会の承認を得る。
- (5) 会計監事は、理事会が推薦し、総会において承認を得る。

第11条 本会の役員の任期は、選出された次の会計年度のはじめから2年間とし、再任を妨げない。ただし、同一の役職に連続して就任する場合は、2期までとする。

- 2 役員に特別の事情がある場合は、その任期途中であっても理事会の了承を得て辞任することができる。
- 3 欠員の補充に関しては理事会の判断に委ねる。補充する場合、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 理事の欠員を補充する場合は、選出地区の次点者をもって補う。

第12条 総会は本会の最高議決機関であり、本会の事業および運営に関する次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 決算および予算
- (3) 役員の承認
- (4) 会則等の改正
- (5) 翌年度大会開催地および時期
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

第13条 総会は、年1回、会長がこれを招集し、正会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）によって成立する。

- 2 総会の議決は、出席者の過半数による。
- 3 臨時総会は、理事会の決議または全正会員の10分の1以上の記名による請求によって会長が招集する。

第14条 理事会は、会長、副会長、理事および事務局長によって構成され、総会で決定された事業ならび予算・決算について責任を負い、執行の任にあたる。

- 2 理事会は、総会が開催できない場合に、本会の管理・運営上の重要事項について審議決定する。ただし、総会の事後承認を必要とする。
- 3 理事会は、年1回以上会長が招集する。なお、理事の過半数が理事会の開催を請求した場合、会長はこれを招集しなければならない。
- 4 理事会は理事の5分の3以上の出席で成立する。
- 5 理事会の議決は、出席者の過半数による。
- 6 理事会は、本会則第3条に定める事業を行うために編集委員会、その他必要な委員会をおくことができる。委員会の規定は別に定める。
- 7 次期会長に選出された者は、次の(1)と(2)に該当する場合に限り、任期開始前に、次期会長と次期理事によって構成される役員選出のための理事会を招集することができる。

- (1) 次期副会長を指名する場合
- (2) 次期常任理事、次期事務局長を選出する場合

役員選出のための理事会は該当者の5分の4以上の出席で成立し、その議決は出席者の過半数による。

第15条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事および事務局長によって構成され、会長が隨時招集し、理事会の委嘱にもとづき、次の事項に関する提案と執行にあたる。

- (1) 事務局の管理・運営
- (2) 学会の運営に関する調査、会報の編集、および文書の作成
- (3) 大会の企画運営、および例会の連絡・調整
- (4) 予算案・決算報告書の作成
- (5) その他、理事会の委嘱による本会の事業

第16条 会員は各地区組織に属する。地区組織については細則で定める。

第17条 編集委員会、選挙管理委員会、国際交流委員会、学会賞審査委員会、広報委員会の規定については、各委員会規定で別に定める。

第18条 会長は、本会の運営に関して審議する諮問機関を理事会の承認を得て設置することができる。

第19条 会長は、理事会の推薦に基づき、正会員（役員、各委員会委員を除く）の若干名を参事として委嘱することができる。参事は役員及び各委員会、事務局等を補佐する。参事の任期は委嘱された年度末までとし、再任を妨げない。

第四章 会 計

第20条 本会の経費は、会費その他の収入によって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第22条 会計監事は、毎年1回以上、本会の会計を監査する。

附 則

この会則は、令和7年11月9日から改定施行する。